

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成26年12月19日（平成26年（行個）諮問第123号）

答申日：平成28年6月13日（平成28年度（行個）答申第34号）

事件名：本人が行った労災補償給付請求に係る実地調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書11に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、広島労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成26年8月22日付け広労発基0822第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 開示の必要性

審査請求人は、平成26年9月11日、国を相手に、広島中央労働基準監督署長が審査請求人に対して行った平成24年12月5日付け労働者災害補償保険法による障害補償給付支給に関する処分の取消訴訟を提起しており、障害等級の認定を争っている。かかる訴訟においては、広島中央労働基準監督署長が如何なる情報を把握したうえで判断に至ったのかを検討することが不可欠であり、当該障害補償給付支給に関する処分に関する調査復命書及びその添付資料の開示が必要である。

イ 不開示部分について

（ア）実施調査復命書中、主治医意見部分・専門医意見部分

A 法14条7号に該当しないこと

法14条7号の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事

業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法などに照らして、その適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があることをいう。「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、同号の「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求され、行政機関に広範な裁量を認める趣旨ではないと解釈されている。

そのうえで、本件実施調査復命書中の主治医意見部分・専門医意見部分を検討するに、かかる部分が開示されることによる実質的な支障は存在せず、そのような支障を及ぼすおそれも認められない。この点、開示されたときに生ずるいわれのないひぼうや中傷を考慮する見解もあるが、実質的な支障とはいえず、支障を及ぼすおそれも抽象的な可能性にとどまるものである。そもそも、障害等級の認定に当たっては、医師の意見が重要な資料となるところ、かかる部分が開示されないのでは処分の適法性など担保されない。また、労災保険の障害等級認定が争われた場合（具体的には、①労災保険の再審査請求の場面、②労災保険の等級認定処分を争う行政訴訟の場面）においては、医療情報を含むすべての情報が労働者に開示される扱いとなっていることからしても、開示を認めない必要性もない。よって、上記部分は開示されるべきである。

B 法14条2号に該当しないこと

本件実施調査復命書中の主治医意見部分・専門医意見部分は、形式的には個人識別情報に当たり得るものの、障害等級の認定のためになされた専門家としての判断部分であり、法14条2号本文に当たらない。また、前述のように、労災保険の障害等級認定が争われた場合においては、医療情報を含むすべての情報が労働者に開示される扱いとなっているのであり、慣行として開示請求者が知ることができる情報として、法14条2号イに該当する。さらに、審査請求人は労災保険給付に関する決定を争っているものであり、法14条2号ロにも該当する。よって、上記部分は開示されるべきである。

(イ) 意見書及び診断書

広島中央労働基準監督署長の部分開示決定においては、意見書及び診断書が全く開示されていない。審査請求人としては、医師の意見書及び診断書と、本件実施調査復命書中の主治医意見部分・専門医意見部分が一致しているのかについて特に疑念を抱いており、両

者の整合性を確認する必要がある。かかる意見書及び診断書についても、不開示とする理由がないことは、上記（ア）と同様であり、開示を求める。

（ウ）その他の部分

その他の部分についても、不開示の理由はないと考えられるため、全面的な開示を求める。

（２）意見書

平成２７年１月１４日付で頂いている諮問庁の理由説明書の内容のとおり不開示されることに異論はない。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 理由説明書

（１）本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下「請求者」という。）は、平成２６年８月８日付けで、処分庁に対して、法１２条１項の規定に基づき、「特定個人が特定労働基準監督署長に請求した業務上災害の労災請求に関する療養などに係る調査復命書及び添付資料等」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成２６年１０月１０日付け（同月１４日受付）で審査請求を提起したものである。

（２）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の２欄に掲げる情報については、法１４条２号、３号イ及びロ並びに７号柱書きに基づき、不開示を維持することが妥当である。

（３）理由

ア 対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求者が行った労災補償給付（休業補償給付）請求について、特定労働基準監督署長が支給の可否を判断するために要した資料一式である。

イ 不開示情報該当性について

（ア）法１４条２号の不開示情報

① 別表に記載した情報のうち、文書番号１の①、４の①、５の①、６の①、７の①、８の①、９の①及び１１の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、個人に関する情報であって請求者以外の特定個人を識別することができるものであるため、当該情報は法１４条２号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当

である。

- ② 別表に記載した情報のうち、文書番号1の②、4の②、5の②、6の②、7の②、8の③、9の③及び11の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の第三者の権利等を害するおそれがあるため、当該情報は法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。
- ③ 別表に記載した情報のうち、文書番号1の③の不開示部分は、医師個人に対して、特に職権により依頼し収集した労災の業務上外を決定するに当たっての重要な情報である。これらの情報が開示された場合には、当該医師意見に不満を抱いた労災請求人等からのいわれの無い批判等を受ける等、不当な干渉を受けることが懸念され、当該医師の権利等を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

- ① 別表に記載した情報のうち、文書番号1の④、8の②、9の②及び11の③の不開示部分は、特定の事業場名である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。
- ② 別表に記載した情報のうち、文書番号1の⑤及び11の④の不開示部分は、特定事業場の労務管理に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号1の⑤及び11の④の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報については、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

- ① 別表に記載した情報のうち、文書番号1の②、4の②、5の②、6の②、7の②、8の③、9の③及び11の②の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念されることは上記(ア)②で既に述べたところである。

これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

- ② 別表に記載した情報のうち、文書番号1の③の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に対する処分にあたり、医師個人に対して、特に職権により依頼し収集した労災の業務上外を決定するに当たっての重要な情報である。これらの情報が開示された場合には、当該医師の意見内容に不満を抱いた労災請求人等からのいわれのない批判等を受ける等、不当な干渉を受けることが懸念されることは上記(ア)③で既に述べたところである。

これらの情報を開示することで、医師が心理的に大きな影響を受け、労災請求人の傷病等についての意見を記述することを拒否又はちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる記述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な率直かつ的確な医学的意見の収集が非常に困難となることから、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

- ③ 別表に記載した情報のうち、文書番号1の⑤及び11の④の不開示部分は、特定事業場の労務管理に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場

の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは上記（イ）②で既に述べたところである。

これらの情報は守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき，当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから，当該情報が開示された場合には，このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い，労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり，公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり，労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法14条7号柱書きに該当するため，不開示とすることが妥当である。

（４）結論

以上のとおり，本件対象保有個人情報のうち，原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で，別表の2欄に掲げる情報については，法14条2号，3号イ及びロ並びに7号柱書に基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当である

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき，平成26年12月19日付け厚生労働省発基1219第12号により諮問した平成26年（行個）諮問第123号に係る諮問書理由説明書及び同理由説明書別表について以下のとおり，修正を行う。

（１）不開示情報該当性について

法14条2号

対象文書8の②及び9の②の不開示部分については，個人に関する情報であって請求者以外の特定個人を識別することができるものであり，法14条2号に該当するため，不開示とすることが妥当である。

（２）理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表のうち，文書番号8の②及び9の②に係る部分について，以下の表のとおり修正する。

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 法14条該当号			
			2号	3号イ	3号ロ	7号
8	面談調査書①	① 面談者氏名	○			
		② 面談場所	○			
		③ 本文の不開示部分の全て	○			○

9	面談調査書②	① 面談者氏名	○			
		② 面談場所	○			
		③ 本文の不開示部分の全て	○			○

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年12月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成27年1月13日 審議
- ④ 同年2月5日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 平成28年4月21日 委員の交代に伴う所要の手續の実施並びに本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年5月19日 諮問庁から補充理由説明書を収受
- ⑦ 同年6月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定個人が広島中央労働基準監督署に請求した特定年月日に発症した業務上災害の労災請求に関する療養などに係る調査復命書及び添付資料」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書11に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の2欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 別表に掲げる文書1（実地調査復命書）の①、文書4（聴取書②）の①、文書5（聴取書③）の①、文書6（電話聴取書①）の①、文書7（電話聴取書②）の①、文書8（面談調査書①）の①及び②、文書9（面談調査書②）の①及び②並びに文書11（調査復命書）の①の不開

示部分について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の立場、間柄、氏名（氏のみの場合を含む。）、会社名、所属、役職、住所、職業、電話番号、生年月日、年齢、電話連絡先及び面談場所であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち、文書1の5頁9行目9文字目ないし13文字目、16行目10文字目ないし12文字目並びに19行目1文字目及び2文字目については、原処分において既に開示されている情報とほぼ同一の内容又は同情報から推認できる内容であり、法14条2号ただし書イに該当し開示すべきである。

しかしながら、その余の部分については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。したがって、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (2) 別表に掲げる文書1（実地調査復命書）の②、文書4（聴取書②）の②、文書5（聴取書③）の②、文書6（電話聴取書①）の②、文書7（電話聴取書②）の②、文書8（面談調査書①）の③、文書9（面談調査書②）の③及び文書11（調査復命書）の②の不開示部分について

当該部分は、労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (3) 別表に掲げる文書1（実地調査復命書）の③の不開示部分について

当該部分は、医師の意見書の要旨であり、上記（2）と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (4) 別表に掲げる文書1（実地調査復命書）の④及び文書11（調査復命書）の③の不開示部分について

当該部分は、特定事業場の名称であり、原処分において既に開示されている情報から推認できる内容であり、これを開示しても、当該事業場

の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法14条3号イに該当せず，開示すべきである。

(5) 別表に掲げる文書1（実地調査復命書）の⑤及び文書11（調査復命書）の④の不開示部分について

当該部分は，特定事業場の労務管理に関する内部管理情報であり，いずれも当該事業場が一般に公にしている内部情報であると認められ，これらを開示すると，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

したがって，当該部分は，法14条3号イに該当し，同号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法14条2号，3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の4欄に掲げる部分は，同条2号及び3号イのいずれにも該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，同条2号，3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので，同条3号ロについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉 裕子，委員 渡井理佳子

別 表

文 書 番 号	1 対象文書 名	2 不開示を維持する部分	3 不開示情報 法 1 4 条 該 当 号				4 開 示 す べ き 部 分
			2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号	
1	実地調査復 命書	① 2 頁 1 8 行 目 4 文 字 目 不 開 示 し 1 2 文 字 目 3 頁 8 行 目 4 文 字 目 不 開 示 し 9 文 字 目, 2 8 行 目 2 文 字 目 不 開 示 し 1 6 文 字 目 4 頁 1 2 行 目 1 文 字 目 不 開 示 し 1 3 行 目 8 文 字 目, 2 7 行 目 1 7 文 字 目 不 開 示 し 2 8 行 目 1 8 文 字 目 5 頁 9 行 目 9 文 字 目 不 開 示 し 1 3 文 字 目, 1 3 行 目 2 6 文 字 目 不 開 示 し 1 4 行 目 1 文 字 目, 1 6 行 目 1 0 文 字 目 不 開 示 し 1 2 文 字 目, 1 9 行 目 1 文 字 目 及 び 2 文 字 目, 2 7 行 目 8 文 字 目 不 開 示 し 2 8 行 目 1 2 文 字 目 6 頁 1 2 行 目 8 文 字 目 不 開 示 し 1 2 文 字 目 7 頁 7 行 目 1 9 文 字 目 不 開 示 し 2 8 文 字 目, 2 8 行 目 2 文 字 目 不 開 示 し 5 文 字 目 8 頁 4 行 目 2 文 字 目 不 開 示 し 5 文 字 目 及 び 1 0 文 字 目 不 開 示 し 1 3 文 字 目 1 0 頁 2 行 目 1 0 文 字 目 及 び 1 1 文 字 目	○				5 頁 9 行 目 9 文 字 目 不 開 示 し 1 3 文 字 目, 1 6 行 目 1 0 文 字 目 不 開 示 し 1 2 文 字 目 並 び に 1 9 行 目 1 文 字 目 及 び 2 文 字 目

		<p>②</p> <p>2 頁 1 9 行目ないし最終行</p> <p>3 頁 1 行目ないし 7 行目, 9 行目ないし 2 1 行目, 2 8 行目 2 2 文字目ないし最終文字</p> <p>4 頁 1 行目ないし 6 行目, 1 3 行目 1 9 文字目ないし 1 5 行目 2 文字目</p> <p>5 頁 1 行目 3 文字目ないし 2 行目 2 0 文字目, 1 4 行目 3 文字目ないし 1 5 行目 1 7 文字目, 2 8 行目 1 7 文字目ないし最終文字目</p> <p>6 頁 1 行目ないし 4 行目</p> <p>7 頁 2 8 行目 1 1 文字目ないし最終文字</p> <p>8 頁 1 行目</p> <p>1 0 頁 2 行目 2 5 文字目ないし 3 行目 2 0 文字目</p>	○			○	なし
		<p>③</p> <p>6 頁 2 5 行目ないし 2 7 行目</p> <p>7 頁 1 行目, 6 行目, 8 行目ないし 1 5 行目</p>	○			○	なし
		<p>④</p> <p>5 頁 9 行目 2 1 文字目ないし最終文字, 1 6 行目 2 0 文字目ないし 2 6 文字目</p>		○			全て
		<p>⑤</p> <p>9 頁 1 8 行目ないし 2 3 行目</p>		○	○	○	なし
2	聴取書①	なし	-	-	-	-	-

3	面談聴取書	なし	-	-	-	-	-
4	聴取書②	① 被聴取者の住居，職業， 電話番号，氏名，生年月 日，年齢，署名及び印影	○				なし
		② 聴取内容（資料含む。）の 全て（項番除く。）	○			○	なし
5	聴取書③	① 被聴取者の住所，職業， 氏名，生年月日，年齢及 び署名	○				なし
		② 聴取内容の全て（項番除 く。）	○			○	なし
6	電話聴取書 ①	① 被聴取者の所属，氏名及 び電話連絡先	○				なし
		② 本文3行目ないし10行 目	○			○	なし
7	電話聴取書 ②	① 被聴取者氏名及び電話連 絡先	○				なし
		② 1頁本文3行目ないし7 行目 2頁本文3行目ないし1 2行目	○			○	なし
8	面談調査書 ①	① 面談者氏名	○				なし
		② 面談場所	○				なし
		③ 本文の不開示部分の全て	○			○	なし

9	面談調査書 ②	① 面談者氏名	○				なし
		② 面談場所	○				なし
		③ 本文の不開示部分の全て	○			○	なし
10	石綿ばく露 作業に係る 労災認定事 業場一覧表	なし	-	-	-	-	-
11	調査復命書	① 聴取者氏名	○				なし
		② 1 頁本文 1 4 行目 2 1 文 字目ないし 1 5 行目 3 0 文字目, 1 7 行目 1 5 文 字目ないし最終文字 2 頁 1 行目及び 2 行目	○			○	なし
		③ 1 頁本文 3 行目の不開示 部分の全て		○			全て
		④ 1 頁本文 5 行目ないし 1 3 行目の不開示部分の全 て		○	○	○	なし